

平成25年度 第5回 府中市文化財保護報告会議事録

日 時 平成26年1月31日（金） 午前10時

場 所 ふるさと府中歴史館3階会議室

出席者 田中会長、猿渡副会長、小澤委員、坂詰委員、副島委員、中村委員、馬場委員、福嶋委員 以上8名

事務局 江口課長、黒澤課長補佐、庄司主査、塚原係長、中山主任、荻野事務職員、小林事務職員

傍聴者 なし

1 報告事項

会長 それでは報告事項（1）について、事務局の説明求めます。

報告事項（1）大國魂神社の木造獅子頭の市文化財の指定（答申）について

事務局 今年度8月2日付諮問で先生方にご協議いただき、まとめていただいた答申になります。大國魂神社の木造獅子頭について、大國魂神社の文献の中にどういった記述があるのかといった事も答申文に加えた方が良いという、前回の審議会でのご指導、また実測図・写真は左右正面の三方向だけでなく、裏面と底面を加えるというご指導などに基づき修正したものを、田中会長の確認を得て、教育長に答申として提出していただきました。

資料1が答申全部です。2枚の答申書、写真と実測図と最後の2枚は、参考資料ということで江戸時代のくらやみ祭の絵に描かれている獅子頭を載せています。

今後は2月の教育委員会に諮り、議決後2月中旬に告示を行い正式に指定文化財となり、広報等に発表されるという予定です。以上です。

会長 ありがとうございました。それでは報告事項（2）について、事務局の説明求めます。

報告事項（2）市指定文化財大國魂神社神宝の刀剣（御蛇丸）の公開について

事務局 資料2にありますように、市指定文化財の大國魂神社神宝の3振りの

刀剣のうちの1振り「御蛇丸」につきまして、群馬県桐生市から4月6日に展示会を行いたいという要望があり、それに応えるものです。4月5日に大國魂神社宝物殿より搬出し、4月7日に返却という段取りで、期間は計3日間になります。

桐生市と所有者である大國魂神社との話し合いで、展示会が開催されることになり、文化財の公開の許可について、市へ文書で答申が来ております。これについては、短期間であるため、特に現状変更の手続きは必要ないと思います。その件について、ご報告させていただきました。

「御蛇丸」が桐生で展示される理由について、申し添えます。大國魂神社への奉納者の大野八右衛門という武士は、大久保長安の部下で、慶長の御造営の時に実務的に大國魂神社（六所宮）の造営に関わったとみられます。そのため、「御蛇丸」を奉納したと思われます。

その後、大野八右衛門は、桐生の町造りを任され、桐生の町の発展に尽くしたということで、桐生市では町造りの立役者として非常に有名です。それをきっかけにして、こういう形で展示をし、交流を深めていくという趣旨です。以上です。

事務局（課長） 補足説明をさせていただきます。

昨年初めて猿渡先生に同行させていただき、桐生市に私も参りました。今ご説明した大野八右衛門寄進の太刀「御蛇丸」も、去年は現地で紹介をしていただきました。その中で、「来年は、指定文化財ではありますが、実物を地元桐生の皆様に見ていただきたいという強いご希望がございまして、桐生市教育委員会と桐生新町町立祭実行委員会の事務局の方が先般、大國魂神社に来訪され、協議の結果、有鄰館が会場になりました。もし桐生市に博物館があれば、もう少し公開期間を長く展示したいという希望があったのですが、残念ながら桐生市には博物館がないので1日限りの展示となりました。ただし、展示については万全を期し、警備員を配置し、会場も防犯上問題ないか確認するとのことです。また搬入・搬出についても美術品専用車を使います。よって府中市教育委員会としても、許可の決定をさせていただきました。以上です。

副島委員 今の説明で十分わかったのですが、市指定文化財が他所の展覧会等に出品されることは、これまでわりと例があったのですか。それとも近年珍しい事ですか。

事務局 大変珍しい事です。

副島委員 そうですか、今回はこれでよろしいと思いますが、都道府県や国の例を考えれば、資料２において、展覧会の主催者の名前、展覧会の名称、出品期間の３点を揃えてご報告いただければ、明快であろうと思います。

今回の場合は、主催者は桐生市教育委員会ですか。

事務局 申し訳ございません。実は今日、資料として展示申請書を付けようと思ったのです。展示申請書には主催、展示、会の名称等々は記載されていますが、現用公文書のため別の資料を付けました

主催は、桐生市教育委員会と桐生新町町立祭実行委員会が共催です。指定文化財なので、窓口は桐生市教育委員会になります。

副島委員 ありがとうございます。

会長 以上ですね。それでは報告事項（３）について、事務局の説明求めます。

報告事項（３）国史跡武蔵国府跡保存管理計画（案）について

事務局 現在の進捗状況等についてご報告させていただきます。国史跡武蔵国府跡の保存管理につきましては、平成２３年２月にＪＲ府中本町駅前の通称「御殿地地区」が国史跡の追加指定を受けたことに伴い、平成２３年度に市民主体の懇談会から提言をいただき、平成２４年度から「御殿地地区保存整備活用基本計画」の策定を行っております。

今年度は、国史跡武蔵国府跡保存整備活用検討協議会を設置し、現在、国史跡武蔵国府跡全体の保存管理計画の策定を行っているところです。

今年度これまで３回協議会を開催し、年度内にあと２回開催し、３月中に「国史跡武蔵国府跡保存管理計画書」としてまとめる予定です。

本日、お手元に別綴でお配りしておりますのが、現段階での計画書の案です。それでは、概要についてご説明いたします。

まず、史跡の地区の名称です。これまで「国衙地区」、「御殿地地区」という名称を使用してまいりましたが、「御殿地地区」の史跡の本質的価値は家康御殿ではなく、古代の国司館にあるというご指摘が本年度協議会でありまして、名称を「国司館地区」に改めさせていただいております。

続いて、当保存管理計画の内容のご説明に入りますが、非常にボリュームがありますので、保存管理計画書の核となっている第Ⅲ章の「保存と管理」に的を絞って、ご説明いたします。

まず３０ページの③が保存管理の基本的方向性、その次の（２）が基本方針

です。

31 ページから、保存管理の方法と現状変更等の取扱方針及び取扱基準を国衙地区と国司館地区で、それぞれ別に記載しております。

31 ページの A 本質的価値を構成する諸要素を掲げてあります。

A' は本質的価値を支える諸要素として、歴史的連続性という観点から、①と②を掲げてあります。B はその他の諸要素です。これらの諸要素は 37・38 ページに国衙地区の配置図と遺構図に重ねて図示してあります。

32 ページに②保存・管理の方法と③現状変更の取扱基準を記述してあります。

33 ページは、現状変更等に伴う許可申請区分の流れ図です。34・35 ページは許可申請区分表です。まず、許可申請の手続きが必要なものと府中市と協議が必要なもの、すなわち、許可申請を要しないものに分け、許可申請が必要なものを更に、重大な現状変更、又は保存に重大な影響を及ぼす行為と、軽微な現状変更、又は保存に重大な影響を及ぼさない行為に分け、重大なものは文化庁の許可を必要とする、軽微なものは府中市で許可するものとしています。それらの具体的な事例を 35 ページに列挙してあります。

許可を要しないものは、更に 3 つに分けます。日常の維持管理、非常災害等とのために必要な応急的処置、維持の処置です。

大國魂神社の境内で通常行われている活動は、日常の維持管理として取り扱います。また神社境内で恒常的に行われている祭礼や各種の市のイベントについては、36 ページの表にまとめてあり、それらに伴う仮設構築物等の設置についても内容が軽微ということで、現状変更の許可申請の対象とはしないものとしていますが、年 1 回、関係者と協議を行い、実施時期とその内容について（ふるさと文化財課で）確認させていただくということにしております。以上が国衙地区の保存管理についての説明です。

39 ページからは、国司館地区の保存管理についての説明になります。同様に 41・42 ページで配置図と遺構図に重ねて図示してあります。

40 ページに②保存・管理の方法と③現状変更の取扱基準を記述してあります。基本的に国衙地区の取扱と同様ですから説明は省略します。

43 ページは、史跡指定地の周辺環境を構成する要素の保存管理について記述しました。この図で保護すべき範囲を設定しました。

その他のページは本日説明を省略させていただきます。以上です。

事務局（課長） 今ご説明いたしました「国史跡武蔵国府跡保存管理計画（案）」ですが、年度当初にご説明いたしましたように、2 ページに記載のある検討協議会を設置して坂詰先生を委員長として、活用の方は府中観光協会の大室会長

に副委員長になっていただき、この協議会でここまで取りまとめていただいたものです。今ご説明した部分は、特に保存管理計画の中では主要となる現状変更の取扱基準が中心です。目次にありますように、この保存管理計画は、国史跡武蔵国府跡の概要と現状変更の取扱、整備・活用について記載してありますが、あくまで現状の大國魂神社境内を中心とした国史跡の指定地の中を適切に保存し、管理していく計画です。今後の、特にＪＲ府中本町駅前の国史跡保存整備活用については、来年度から基本設計を具体的に検討してまいりますので、そちらの方は将来的に、この保存管理計画を改定して、追記していく形になると思われます。その点も補足させていただきます。以上です。

会長 ケヤキ並木は含まないのですか。

事務局 ケヤキ並木は、保護管理計画を別に既に策定しておりますので、こちらはあくまで国史跡の武蔵国府跡の指定地を中心とした史跡の保存管理計画です。ケヤキ並木については、この中に含まれておりません。

会長 なるほど。保護すべき範囲があいまいで、この地図に載っている範囲以外にありますか。

事務局 この図は本来カラーでお渡しすれば良かったのですが、お渡しした資料はモノクロで分かりにくいですね。神社境内の東側の一帯が保護すべき範囲です。

（ここで、カラー印刷した図を各委員に回覧）

会長 坂詰先生、何か補足はありませんか。

坂詰委員 これ大変苦勞しておりまして、ようやくここまで出来ました。２度分科会で議会を開きまして、最終的な方向ということで、文化庁と東京都も力を入れてくれて、いろいろと準備し、協議をしてこういうのが出来上がって来た。

以上です。

会長 国司館跡は、これからどのような形になるか、皆さん強い要望があるのではないですか。

坂詰委員 事務局の方でも改めてお話があるかと思いますが、保存管理計画が

出来た上で、どうするか考えていきたいということになると思います。

ただ、今まで御殿地地区と呼んでいたものが変更になり、国の指定史跡の案件が国司跡ということで、御殿地という歴史的な名称に代えて国指定史跡の名称にしているということがはっきりしたということになります。

ただ、委員の中には家康御殿の方を記載すべきというご意見、あるいは、遺跡保存と市民の経済活動が両立しないと非常に怒られた例もありますから、ご納得いただけるか分かりませんが、現在のところはこれが確立したものですという現状です。

そのような意見を踏まえて、今後の計画が具体的に作られていくというのか、管理計画だけでも確定しないと次に進めないです。同時並行的にやっておりますが、先ずこれを策定したということです。

会長 ありがとうございます。他の方は何かご意見はありませんか。御殿跡・御殿地区という名称に地元の人は馴染んでしまっている訳ですね。

坂詰委員 通称、御殿地地区と呼ばれていますね。その案もあったのですが、やはり、今回の国指定の根拠は国司館が出たことに主眼が置かれているものですから、その点は尊重しないと庁内の会議で問題になる。

非常に特殊な件は、大國魂神社さんの存在が皆さんの頭の中にあるんですね。普通、史跡保存だと遺跡だけやってしまえば良い訳です。

府中の場合は決してそうではない。逆にここが国の史跡に指定されたのは大國魂神社の社叢を踏まえていたという、非常に特殊な特色のある国指定になっております。それとの関連性も考えたい。それから現実に祭礼行事も行われておりますので、その祭礼行事に支障がないように、また、宗教活動を尊重した形で、国の史跡を保存活用したら良いというところが、大方の意見で一致したということです。

そこをどうするのが、事務局が大変苦労されまして、猿渡先生のご意見をいただいて、こういう形になりました。文章としては極めて簡単に出来ていますが、ここに至るまで大変なやりとりがあったということです。その点は猿渡先生のご意見を伺うのが、一番良いのではないですか。

会長 猿渡先生何かありますか。

猿渡委員 御殿山という名称が、地元の方々には馴染が深い。また、稲荷神社も御殿稲荷神社という名称をどうしても付けたいと仰って、宗教法人化するときもずいぶんこだわりがあったようでしたが、神社本庁では稲荷神社となりました。

た。それでも尚且つ通称でも良いからと御殿稲荷神社と申しておりますけれど、国司館と同じ所に在ったものですから、長い間、御殿地、御殿地と呼んでいるイメージが強いようです。徳川家康公との繋がりの方が神社としては祭礼上は強いのですが、国衙という事を考えますと、国司館の方が歴史的には重要じゃないかと思います。

集客的な活用の中でも随分ご要望がありまして、府中本町駅のバスの乗り入れが出来ない。商業施設が無くなってしまった、町の活性化に貢献できるような建物も遺跡の中にできないかという要望もありまして、これは先生も苦勞された。

会長 御殿跡というのは何かの形で残した方が良いのかなと思いますね。

坂詰委員 大國魂神社の中で東照宮を管理されていますが、東照宮は今、藤井先生の方で調査されていますが、文化財指定物件としてクローズアップされる。その東照宮と家康公の問題で御殿地という接点が出てまいりますので、そこで東照宮について、そして家康公の業績についてもクローズアップされる。そういう点で今後の活用を期待したいと思っています。

会長 それではこの件も終了でよろしいですか。それでは報告事項（４）について、事務局の説明求めます。

報告事項（４）大國魂神社東照宮の市文化財の指定（答申）について

事務局 今、藤井先生の研究室の皆さんに、調査をお願いしているところです。調査の結果がまもなく完成するということで、今年度内の答申を目指しております。２月には調査は完成するということです。２月下旬辺りにこの答申案について協議していただく場を是非作っていただきたいと考えております。臨時会もしくは分科会というような形で会議を開催させていただき、その協議に基づいて３月の定例委員会で答申として決定するという形で予定を考えております。途中報告ということで、以上です。

会長 本年度中に答申を出したい、ということでしょう。

事務局 はい

会長 ということは、「国史跡武蔵国府跡保存管理計画」との関係も、多少ある

のでしょう。

事務局 直接の関係はございませんが、今、坂詰先生が仰ったように、本町駅前の通称御殿地地区との関係ということで今年度中に答申をいただき、来年度からの整備活用計画に盛り込んで行きたいという意図はございます。

坂詰委員 大國魂神社へ行きますと、大鷲神社と住吉神社の方までは皆さん行く訳ですね。藤井先生の研究成果で東照宮の意味付けがなされると、大國魂神社と東照宮との相関関係、家康公と大國魂神社との関係が、新しい視点からクローズアップされるのではないかと。丁度、本年になりましてから、上野の寛永寺の東照宮の修復が成り、一般公開されています。今まで覆い入りだった東照宮が、綺麗に覆いを取り除かれ、素晴らしい景観が見えます。それで非常に今注目されている。あちらの東照宮の修復が完成したこともありますので、大國魂神社の東照宮も歴史的な位置で両方を比較するような、東照宮に関する問題がクローズアップされてくる。それを利用して活用したら良いのではないかと思います。静岡でも、東照宮で盛り上がっているようです。

そう意味で、国司館と同時に御殿地の名称を残しながら東照宮の意味付けをするということができるのではないかと思います。その歴史的な価値は、従来は漠然としていましたから、藤井先生の調査結果は非常に高く評価されると思いますし、そういう点を踏まえた、生きている修復活動といいますか、その一環として歴史的な存在が活用される、そういう契機になるのではないかと思います。

データが出てから、改めてそのデータで検討した方が良いと思います。

会長 わかりました。

馬場委員 藤井先生の調査では、前の玉垣は入っていますか。寛保3年の棟札を附で入れるという話が前回ありました。この間それを見に行ったら、前の玉垣に何か彫ってあります。何か彫ったことはありますか。ちょっと擦って見ただけなのですが、寛保2年と入っている様だったので、少し綺麗にして一度調査をちゃんとしてみると、人名はどうも江戸の中みたいで、府中近辺ではないみたいなのですが、なんとか講中と入っているみたいです。もし寛保2年で棟札と同じ年代であれば、一緒に附か何かにしても良いのではないかと思いますので、調査に加えていただければと思いました。

坂詰委員 藤井先生は、石像も得意なのです。ご自身も詳しく石像を研究され

ています。スタッフにもそういう方がいます。

馬場委員 それでは見ていただければと思います。

坂詰委員 そうですね。事務局の方から伝えていただければ。文献には出て来ないのですか。

馬場委員 私は今、手元に何もないのです。もしかしたら、矢島先生が昔に調べていらっしゃるのかもしれないです。古い印刷物でも見ればと思いながらやっていないです。

猿渡委員 字が彫ってあるのは、どのあたりですか。

馬場委員 正面の、左側の狛犬の前あたりでした。両側に関連あるような感じで名前が入っていました。ああいうのは後から持って来たり動かしたりしないですよ。

猿渡委員 そうだと思います。

馬場委員 大体セットになって作るというか、あるものですね。

会長 次回の日程との関係で、どういう風にするの。もう次回の日程は決まっていますね。

会長 それでは、報告事項（４）については、これで終わります。報告事項に追加はないですか。

事務局 はい、以上です。